

マンション共用部分リフォーム融資（管理組合申込み） 融資限度額、担保・保証、火災保険 一覧表

| 融資限度額、担保・保証 火災保険 | | | マンション共用部分リフォーム融資（管理組合申込み） | |
|---------------------|------|-------------------------|------------------------------------|-------------------------|
| | | | （公財）マンション管理センターが保証する場合 （※2）（※3） | 個人が保証する場合 |
| 融資 限度額 （※1） | 修繕 | 一般の修繕工事 | 150万円／戸 | 240万円／戸 |
| | | バリアフリー化工事 ・省エネルギー化工事 | | 500万円／戸 |
| | | 耐震改修工事 | 500万円／戸 | 1,000万円／戸 |
| | 増・改築 | 一般の増改築工事 | 150万円／戸 | 530万円／戸 |
| | | バリアフリー化工事 ・省エネルギー化工事 | | 1,000万円／戸 |
| | | 耐震改修工事 | 500万円／戸 | |
| 担保 | | | 不要 | 区分所有者全員の所有する土地・建物に抵当権設定 |
| 保証人 | | | （公財）マンション管理センター | 連帯保証人が必要 |
| 火災保険 | | | 不要 | 必要（※4） |

- ※1 （1）対象となる工事費の80%が上限となります。
 また、非住宅部分の専有面積が全体面積（住宅部分と非住宅部分の専有面積の合計）の1/4以下である場合は非住宅部分の共用部分の工事費も融資対象になります。
- （2）改築工事は住宅部分の一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事等で、増築工事は住宅部分の床面積を増加させる工事です。
 修繕工事は増・改築工事以外の修繕・模様替え等の工事です。
- （3）耐震改修工事とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき所管行政庁から計画の認定を受けた改修計画に従って耐震改修を行う工事等が対象となります。バリアフリーまたは省エネルギー工事に準じて該当する工事を含め、詳しくは機構本支店にお問合せください。
 ⇒機構本支店のお問い合わせ先：<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/flow.html#contact>
- ※2 （1）保証料はお客さまのご負担となります。
 （公財）マンション管理センターの保証料は機構HPをご覧ください。
 ⇒（公財）マンション管理センターによる保証のご案内：https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/mansionreform/reform_center.html
- （2）融資の利用に際しては個人の保証または機構が承認した保証機関の保証を受ける必要があります。平成31年3月現在、機構の承認を受けている保証機関は（公財）マンション管理センター及び（公社）全国市街地再開発協会です。なお、（公社）全国市街地再開発協会は平成28年度以後の債務保証についての新規募集は行っていません。
- ※3 既に（公財）マンション管理センターの保証を利用して機構（旧公庫）の融資を返済中の場合は150万円（耐震改修工事を伴う場合は500万円）から1戸当たりの未償還残高を差し引いた金額が融資限度額となります。
- ※4 抵当権を設定した建物には、機構が定める要件を満たす火災保険（火災共済）を付けていただきます。火災保険料はお客さまの負担となります。
 詳しくは「火災保険・地震保険のご案内」をご覧ください。
 ⇒火災保険・地震保険のご案内：<https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/hoken.html>